

下呂市行政改革大綱(案)

【第2次】

「市民と行政の連携協力による
持続可能なサービスの実現」

平成21年1月

下 呂 市

「改革断行にあたって」

下呂市は、合併直後の平成16年度に、新市の礎づくりを目的として第1次行政改革大綱に取組み、職員や経費の削減、新市の行財政運営の仕組みづくりなど、相応の成果をあげてきました。しかし、新市まちづくり計画の基本理念である「協働と参画によるまちづくり」はいまだ道半ばであり、歳出削減など、行財政運営の全般にわたり改善すべき課題は山積しています。

地方交付税は、合併特例により旧5町村分の算定額を合算し、本来より多く交付されていますが、平成26年度から徐々に削減され、平成31年度には本来の算定額となります。その削減額は、平成20年度算定額で約19億円と想定されています。

さらに、市の根幹的収入である市税は、人口減少により今後5年間で約5億円の減少が見込まれており、地方交付税とあわせて少なくとも24億円分の歳出削減が必要になります。

こうした中、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応し、市民が必要とするサービスを将来にわたって継続するためには、人件費の削減、サービスや施設の統廃合を含め、不断の行財政改革に取り組み、簡素で効率的な行政運営を実現する必要があります。

あわせて市民には、市の収入である税の使い道について関心を高めて頂くとともに、市民として下呂市のために何ができるのか、考え実行していただきたいと思えます。

たとえば、行政が独占している市民サービスを行政と連携協力して支えることで、多様な市民ニーズに応え、より良いサービスのための改革改善も進めていきたいと考えています。

これまでの改革は市役所内部における改革でしたが、これからは、受益者である市民とともに、より良い地域社会のためのサービスや、その提供のありかたを再構築する改革になろうかと考えています。

厳しい道程になろうかと思いますが、次代に負担を残さず、「元気な下呂市」を実現するため、市役所は一丸となって行政改革に取り組みます。

市民の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

平成21年1月14日

下呂市長 野村 誠

目次

第1章 行政改革の必要性	1
1. 第1次行政改革大綱の取組み	1
2. 背景	1
(1) 歳入の減少による予算規模の縮小～右肩下がりの時代に突入～	1
(2) 合併特例の終了～地方交付税の減額～	2
(3) 少子高齢化と人口減少	3
(4) 地方分権の推進	4
(5) 旧町村地域における地域運営	4
(6) 市民の市政参画意識の高まり	4
(7) 民間によるサービスの提供	5
(8) 職員の削減と広い市域における行政運営	8
3. 新たな改革の必要性	6
第2章 第2次行政改革大綱の体系と計画期間	7
1. 第2次行政改革大綱の目標	7
2. 第2次行政改革大綱の期間	7
3. 改革を進める基本方針	8
第3章 基本方針の実現に向けて	9
1. 行政資源を有効活用し財政の健全化を進めます	10
(1) 長期的な視点から計画的な財政運営を進めます	10
(2) 事務事業の見直しを進め、歳出を削減します	10
(3) 自主財源を確実に確保します	10
(4) 地方公営企業を健全化します	10
(5) 目的目標の明確化と成果重視による行財政運営を進めます	11
(6) 定員管理の適正化を進めます	11
(7) 組織・機構を見直します	11
(8) 人事給与制度を見直します	11
(9) 人材育成を推進します	11
(10) ICTの利活用による事務処理の効率化を進めます	11
2. 市民主体・市民志向の改革を進めます	11
(1) 市政情報をわかりやすく提供します	11
(2) 市民ニーズを把握し市政運営に反映します	11
(3) ICTの利活用により行政サービスを充実します	11
3. 多様な担い手と連携協力する行政を実現します	12
(1) 市民活動を総合的に支援し市民と行政の連携協力を進めます	12
(2) 市民がサービス提供に参画する機会を増やします	12
(3) 市民とともにサービスを担います	12
第4章 実施体制	13
主な用語の意味	14

第1章 行政改革の必要性

1. 第1次行政改革大綱の取り組み

平成16年3月に下呂市が誕生し、行政改革は新市の行政運営システムを構築する「まちづくりの礎づくり」として位置づけられ、第1次行政改革大綱は、平成16年度から平成20年度までの5年間を期間として策定されました。

その間、新市まちづくり計画（平成16年2月：益田郡合併協議会）及び下呂市第1次総合計画の基本理念である、「協働と参画によるまちづくり」の実現に向け、新市としての制度仕組みを整える一方、職員数の削減、補助金の整理合理化、指定管理者制度の導入など、経費削減も強力に進めてきました。

この結果、新市としての組織・機能もほぼ整い、職員の意識・資質にも向上が見られました。第1次行政改革大綱の「まちづくりの礎づくり」という目的は、ほぼ達成されたと考えています。

しかし、基本理念の実現には道半ばであり、これまで築いた礎を活かし更なるステップアップが必要です。

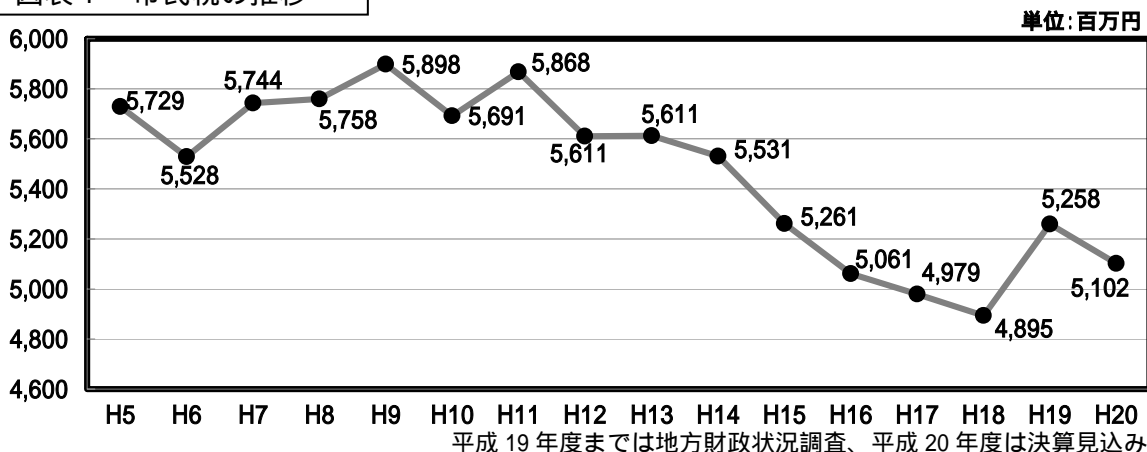
2 背景

下呂市を取り巻く環境は著しく変化しています。それらの状況について以下にまとめました。

(1) 歳入の減少による予算規模の縮小～右肩下がりの時代に突入～

根幹の収入である市民税は、税制改革や景気の動向に左右されます。平成11年度の58億円余は平成18年度には48億円余となり、10億円近くが減少しています（図表1）。

図表1 市民税の推移



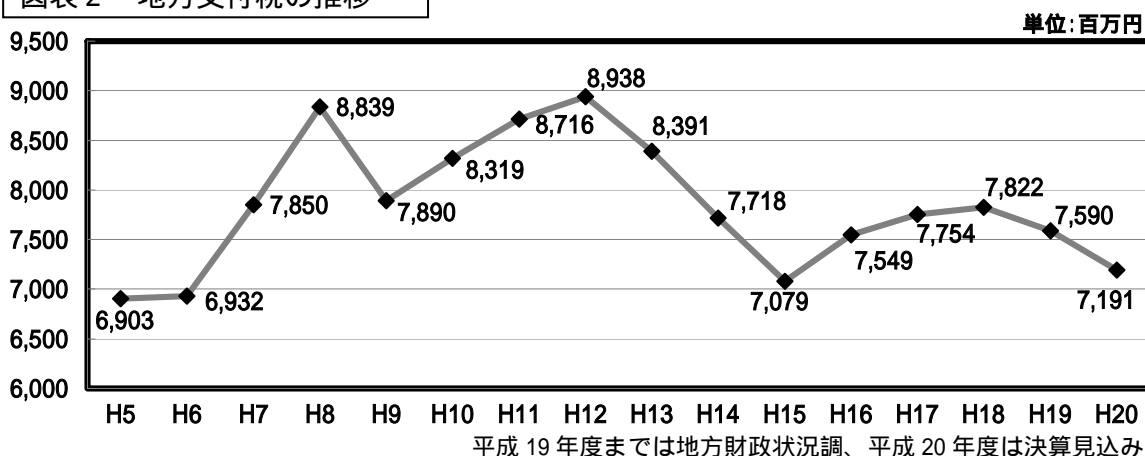
今後の税収は、(3)で述べるように人口減少に伴う納税者の減少により、国・地方とも減少が予想されます。下呂市においても平成20年度の約51億円が平成25年度には約46億円まで5億円程度減収することが見込まれています。

これまで、右肩上がりに拡大し続けた財政は、初めて縮小に転ずる「右肩下がり」の時代」に突入することになります。

(2) 合併特例⁽¹⁾の終了～地方交付税⁽²⁾の減額～

国からの地方交付税も年々減少傾向になっています。

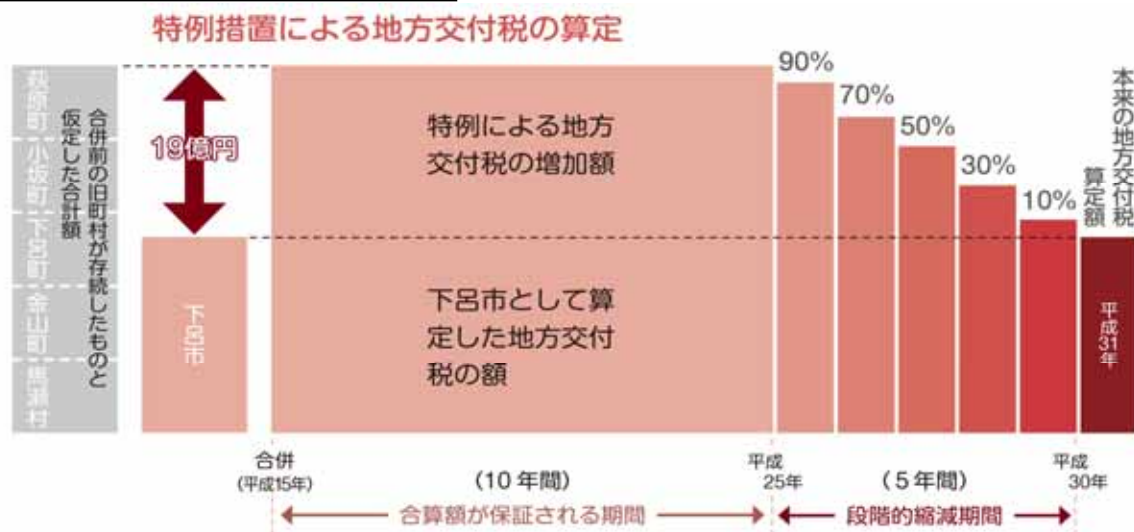
図表2 地方交付税の推移



バブル経済崩壊後の長引く景気低迷の中、地方交付税は年々増額され、平成12年度には旧益田郡全体で約89億3千8百万円の交付を受けていました。しかし、国の借入残高が大きくなりすぎたことや、それによる三位一体改革により、その後は減少傾向となっています。平成20年度には約71億9千1百万円となり、約17億円が減少しています。

さらに、現状の交付税は合併特例による算定替えにより、旧5町村の合算額で交付されており、本来の算定額に比べ交付額が多くなっています(図表3)。

図表3 地方交付税の合併特例



特例は合併後10年が経過する平成25年度まで継続し、その後は徐々に減額され、平成31年度からは下呂市本来の交付税額まで減少することになっています。

その減少額は約19億円(平成20年度算定額)と予測され、予算規模の縮小は避けられません。

図表4は下呂市本来の決算規模を、総務省が実施した平成18年度地方財政状況調査等の結果に基づく類似団体別市町村財政指数表⁽³⁾により試算したものです。下呂市の歳出合計は、合併特例により約225億円に拡大していますが、試算値を参考にして適正規模まで縮小させる必要があります。

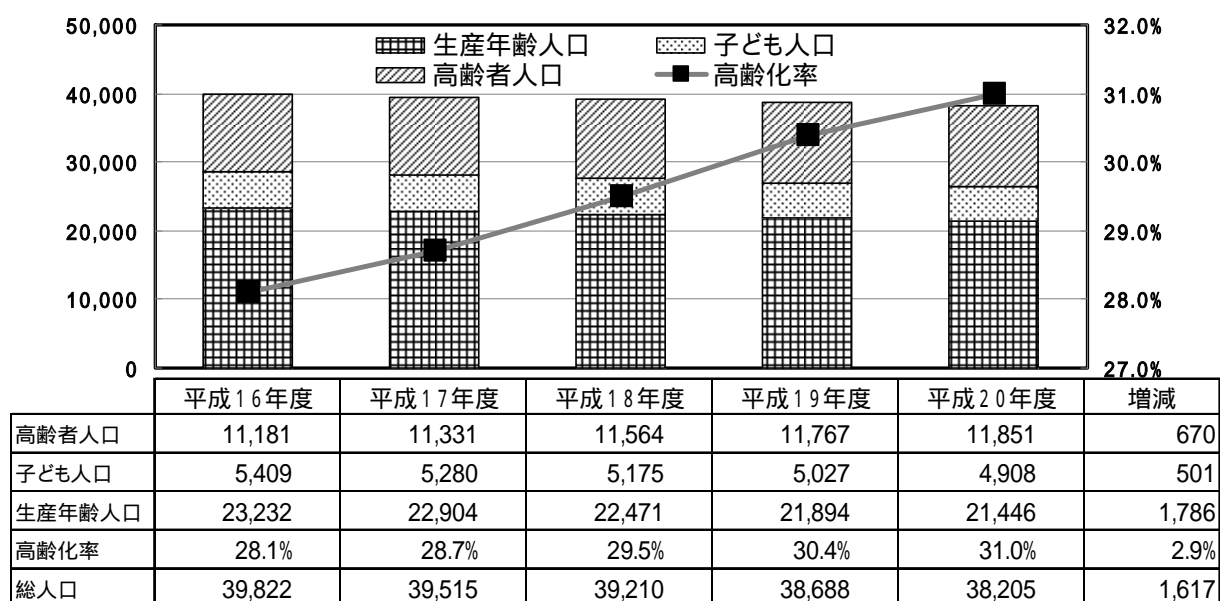
図表4 決算規模の比較

区分	試算値	決算額(H18)	予算額(H20)
歳出合計	16,782	22,567	22,400
うち人件費	3,755	4,534	4,392
うち物件費	1,929	2,687	2,980
うち維持補修費	193	463	466
うち扶助費	2,157	1,206	1,302
うち公債費	2,639	3,669	2,761
うち繰出金	1,657	2,689	2,686
うち投資的経費	2,627	5,379	5,924

(3) 少子高齢化と人口減少

日本の総人口は平成17年の国勢調査の結果、約1億2,777万人で、前年の推計人口を約2万人下回っていることがわかりました。

図表5 下呂市の人口の状況



下呂市住民基本台帳

このことは日本が人口減少社会に突入したことを示しています。下呂市においても急速に人口減少が続いています（図表5）。

総人口に占める65歳以上人口の割合である高齢化率は、平成20年4月現在で31.0%であり、全国平均の21.9%（平成20年5月1日総務省推計値）を9.1ポイント上回っています。

実数においても、生産年齢人口、子ども人口が減少し、高齢者が増加しており、団塊の世代の方々が現在60歳前後であることを考慮すれば、今後はさらに高齢者が増加し高齢化率が上昇します。

このため、後期高齢者医療保険や介護保険等の高齢者福祉にかかる費用が大きく増加することが予測されます。

（4）地方分権の推進

平成19年4月に「地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）」が施行され、平成20年5月には政府の地方分権改革推進委員会が、道州制⁽⁴⁾をも視野にいれ、更なる地方分権の推進を内容とした第1次勧告～生活者の視点に立つ地方府の確立～を発表しました。

市民にとって身近なサービスを、できる限り地方公共団体に委ねることが内容となっており、地方自治体が自らの判断と責任においてサービスを提供することになります。

（5）旧町村地域における地域運営

合併により地域運営の要である首長、議会そして役場が無くなり、代わって振興事務所が設置されました。しかし、振興事務所はあくまでサービス提供の拠点であり、地域運営をリードするという機能は旧役場に比べ縮小しました。このため、地域の将来や、方向性が見えにくいという市民の声も少なくありません。また、歴史や文化に基づく地域性と、合併後の市内均一な施策の両立が難しい場合も見受けられ、地域のきめ細かい課題解決が難しくなっています。

（6）市民の市政参画意識の高まり

町村合併により行政の効率化が大幅に進んだ一方で、（5）で述べたように、地域運営など、行政の関与が少なくなった分野がいくつか生じています。また、高齢者人口の増加に伴う高齢者福祉関連、少子化対策や子育て支援、農業者人口の減少に伴う農地保全や、新たな観光資源としての農村景観保全、地球温暖化対策など新たなニーズが顕在化してきました。

こうした課題に対し、自治会活動あるいはNPO活動を通じて市民自ら積極的に取り組んでいただいております、下呂市も支援しています。

同様の動きは、市民の市政参画意識の高まりとともに全国的に活発になっており、新たなサービス提供の手法として期待されています。

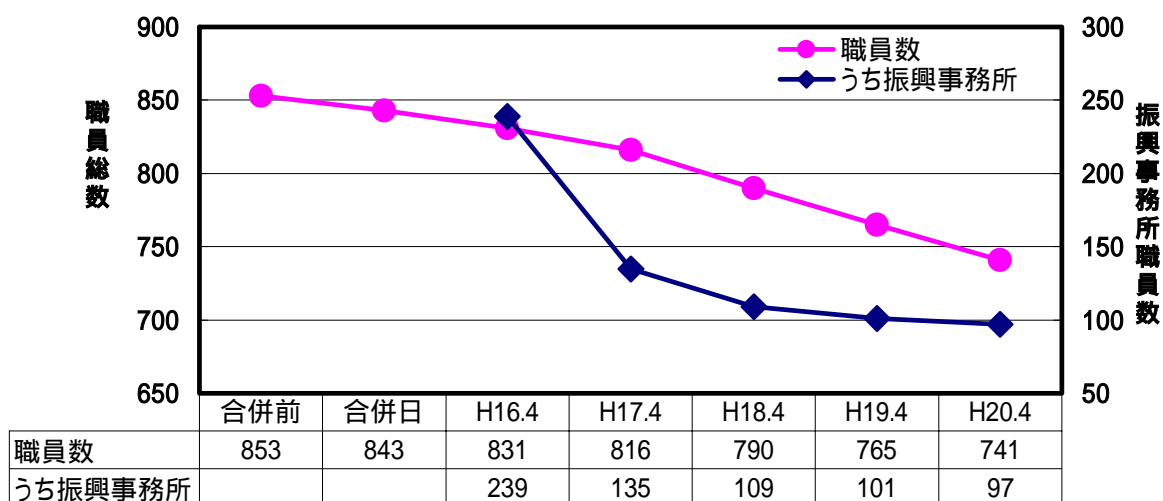
(7) 民間によるサービスの提供

下呂市では、温泉宿泊施設等の観光施設、スポーツ施設、保育園、介護施設、CATV放送通信設備など33施設に指定管理者制度⁽⁵⁾を適用しています。自主バスはコミュニティバス⁽⁶⁾として民間企業に運行管理を委ねています。その結果、職員と経費の削減が進む一方でサービスレベルは維持されており、十分な成果が得られています。

(8) 職員の削減と広い市域における行政運営

第1次行政改革大綱では、合併直前の853名の職員を10年間で20%削減するという目標を掲げ、採用者数を退職者数の3割に抑制しました。その結果、平成20年4月には112名が削減され、741名体制となっています(図表6)。

図表6 職員数の状況



特別職を除き、他団体への派遣職員を加えた数

図表7は、総務省が行った平成19年度地方公務員定員管理状況調査の結果から、下呂市本来の職員数を試算し、現状と比較したものです。職員数が過剰となっていることがわかります。本庁舎と振興事務所のそれぞれに、同じ業務を担当する職員を配置するケースもあり、合併のメリットが十分に活かしきれていないことも否定できません。

しかし、800平方キロメートルを超える広大な市域を有し、交通アクセスも十分とはいえない状況で、単純に職員を減らすことは、サービスレベルの著しい低下

など様々な問題が予想されるため、新たな取り組みが必要です。

図表7 職員数の比較

	試算値	下呂市	参考(瑞浪市)
一般行政	293	394	258
教育	71	81	56
消防	22	85	53
普通会計 計	386	560	367
公営企業等 計	***	201	42
合計	***	761	409

平成19年度地方公務員定員管理状況調査

図表6の数値から他団体への派遣職員を除き特別職である教育長を加えた職員が調査対象
試算値は、団体ごとに設置の有無がある公営企業等は除いてある。

職員の合計数では、人口規模が類似している瑞浪市と比較すると2倍近い差があります。下呂市には市立病院や市営の介護施設が設置されているからです。しかし、こうしたサービスは、独立採算で運営されるべきものであり、職員の人件費が普通会計を圧迫することのないよう健全な運営を進めます。

3 新たな改革の必要性

以上のような背景を踏まえ、市民に必要なサービスを十分に提供することができる、「元気な下呂市」を次代に残すため、引き続き改革が必要です。

こうしたことから、今後取り組むべき課題を次のとおり整理しました。

一般財源⁽⁷⁾で24億円が減少(市税:5億円、地方交付税:19億円)することに備え、財政規模を早い時期から計画的に縮小する必要があります。

市民に市の状況を広く公開し、十分な説明の上で理解していただき、市の将来についてともに考える必要があります。

多様化する市民ニーズへ対応するため、市民や市民団体、民間企業等と連携・協力する必要があります。

地域の自立と活性化のため、地域運営について地域住民が主体となって取り組む仕組みが必要です。

少ない財源を効率的に活用し、効果的なサービスを提供するため、行政内部の改革を一層進める必要があります。

以上の課題を解決するため、新たな行政改革が必要です。

第2章 第2次行政改革大綱の体系と計画期間

1 第2次行政改革大綱の目標

合併特例の終了による地方交付税の減額、人口減少による税収減少により、下呂市は歴史上初めて、財政規模縮小という事態に直面します。右肩上がりから右肩下がり時代に突入するのです。

第2次行政改革大綱は、このような状況にあっても必要なサービスが提供できる行財政運営システムとして、「市民と行政の連携協力による持続可能なサービスの実現」を目標とします。

第一に、身の丈にあった無理のない財政運営を目指し、サービスや施設の統廃合、サービスレベルの切り下げや改革改善を進め、少なくとも一般財源で24億円分の歳出削減を行います。しかし、これによる影響はできるだけ小さくするとともに、市民生活において真に必要なサービスについては、将来にわたって安定して継続しなければなりません。

第二に、多様化する市民ニーズへのきめ細かい対応や、ニーズの変化に合わせたサービス内容の改善、そして将来にわたって安定して継続できるサービスのために、市民や市民団体、民間企業等と連携協力して取り組みます。地域運営についても振興事務所という行政中心ではなく、市民と行政がお互いの不足を補い合い、協力して取り組むことで、より良い地域づくりを実現します。

このように、市民はサービスの「受け手」であるだけでなく、「まちづくりの主体」という観点に立ち、市民と行政が連携協力して、安定したサービスを提供する仕組みを目指します。

2 第2次行政改革大綱の期間

合併特例の終了により確実に財源が不足します。しかし、その時点から歳出削減を始めていては、対応の遅れにより市民生活に大きな影響と混乱を与えることが考えられ、適当ではありません。市民生活に影響が及ばないよう、できるだけ早い時期から対策を考え、実行に移すことが大切です。

このため、平成21年度から合併特例が終了する平成25年度までの5年間を、第2次行政改革大綱の期間とします。

3 改革を進める基本方針

こうした中で「市民と行政の連携協力による持続可能な行政運営システムの構築」を実現するために、次の3つの基本方針を定め行政改革を進めます。

・行政資源を有効活用し財政の健全化を進めます

長期的かつマクロな観点からの財政分析を進め、市の役割を踏まえたうえで、行財政運営を考えます。財源が減少するのでいくつかのサービスは廃止することになりますが、市民にとって必要なサービスは、市が責任を持って、確実に提供しなければなりません。このため、行政を形成する「人、もの、金、情報」を無駄なく最大限に活かします。

また、財政規模縮小に備え、職員及び人件費の削減、事務事業や施設の統廃合といった合理化を行い、歳出を削減します。

・市民主体・市民志向の改革を進めます

市民主体の改革とは、「自らのまちの行方は自ら決める」という市民の意思を受け、改革を進めることです。これから取り組む行政改革は、サービスの廃止など市民にとって少なからず痛みを伴い、市民生活に一定の影響を与えます。行政が独善的に進めるのではなく、主権者である市民と行政情報を共有し、市民とともに考え、ともに改革を進めます。

市民志向の改革とは、市民のニーズを適切に把握し、市民の求めるサービスを素早く提供できる体制をつくることです。限られた財源の中でより良いサービスの実現を目指し、不断の改革を進めます。

・多様な担い手と連携協力する行政を実現します

かつて、家庭や地域が担ってきた役割を行政が担わなければならなくなるなど、市民ニーズが質・量ともに拡大・多様化してきていますが、これまでのように、それら全てに行政が対応することは難しくなっています。数多くの事務事業の中には、社会貢献活動をするボランティアやNPO活動の中で担うべきもの、市場原理に委ねる方が適当なもの、民間委託によって良質なサービスが低コストで、より適切に提供できるものが見受けられます。

財政規模が縮小する中で経費削減は重要ですが、市民や地域とともに業務改善を行っていくという観点、市民とともにサービスを担うという観点に立って、多様な担い手と連携協力する行政を実現します。

第3章 基本方針の内容

1. 行政資源を有効活用し財政の健全化を進めます

(1) 長期的な視点から計画的な財政運営を進めます

合併特例終了や税収減による財政規模の縮小が、必要なサービスの停止など市民に大きな影響を与えないことが必要です。

インフラ整備等の普通建設事業は、合併特例期間のうちに有利な制度を活用し実施しておくことが肝要です。しかし、交付税による補てんを伴うとはいえ、後年度に一般財源により償還をしなければなりません。

こうしたことから財政の硬直化を防ぎ、サービスレベルの急激な低下を緩和するため、基金造成を積極的に行い、早い時期から計画的な財政運営を進めます。さらに、財政の透明性を高め、財政の効率化・適正化を図るため、公会計制度改革⁽⁶⁾を推進します。

(2) 事務事業の見直しを進め、歳出を削減します

全ての事務事業について、必要性、適時性、効果等の観点から、行政として実施すべきサービスは何か、厳しく見直しを行います。その上で、廃止、民間委譲、民間委託、統廃合などの効率化を進め、少なくとも一般財源で24億円分の歳出を削減します。

(3) 自主財源を確実に確保します

市税収入・利用料収入を確実に確保するため、職員の能力向上のための研修派遣など、徴収対策の強化を図るとともに、課税客体の正確な把握を進めます。また市有財産の有効活用あるいは遊休地処分により財源確保を進めます。

「ふるさと納税⁽⁹⁾」は、交流人口が多い当市においては大きな税額となる可能性があります。納税者の期待に応え、魅力あるまちづくりを進めることで、交流人口と「ふるさと納税」の増加を図ります。

(4) 地方公営企業の経営を健全化します

企業会計の独立性の原則に基づいて、引き続き堅実な運営に努めます。

(5) 目的目標の明確化と成果重視による行財政運営を進めます

これまでの行政運営では、計画や予算、手続きは重視されますが、事業実施による成果の把握・評価は必ずしも充分ではありません。限られた財源を課題解決に有効に使うために、目的目標を明らかにし、市民や地域社会に与える成果を常に考え、評価しながら事務事業の実施に努めます。

(6) 定員管理の適正化を進めます

平成20年度当初で741名の職員数を平成25年度当初までに665名以下に削減します。一方で、必要な市民サービスが滞らないよう、下呂市として必要となる職員数を職種別に明らかにし、定員適正化を進めます。

(7) 組織・機構を見直します

800平方キロメートルを超える広い市域に、均一なサービスの効率的な提供と、迅速かつ市民にわかりやすい意思決定による適切な市民サービスの確保を目指し、組織・機構を改革します。

振興事務所については、広い市域をカバーする重要な役割を果たしており、今後とも地域住民にとって必要な機能は残します。本庁には業務が集約集中されますが、効率的な事務処理ができるよう、必要に応じて組織改革を進めます。

(8) 人事給与制度を見直します

人件費については、職員数の削減と平成17年度の給与構造改革により、総額はもちろん、1人あたり給与も減少していますが、厳しい財政事情を勘案し、引き続き抑制をします。

また、職務内容や職責、成果と能力に応じた給与体系の整備を進め、職員のやる気を喚起します。

(9) 人材育成を推進します

市民ニーズが拡大し地方分権が進展する一方、職員定数は徐々に削減され、一人ひとりの職員に、新たな発想と政策課題に的確に対応できる行政能力、今まで以上の高いスキルが求められます。少数精鋭を目指した人材育成が必要です。優秀な人材を採用確保することはもちろん、職員全体の能力底上げのため、人事評価制度に基づくカウンセリングや研修等を積極的に行います。

(1 0) I C T ⁽¹⁰⁾の利活用による事務処理の効率化をすすめます

職員数が削減される中、庁内LANや市内に整備されつつある情報基盤を活用し、組織ごとの縦割りシステムではなく横断的なシステムを構築することにより、情報の共有化を進め効率的な事務処理を実現します。

2 . 市民主体・市民志向の改革を進めます。

(1) 市政情報をわかりやすく提供します

市民には、市民サービスの原資である税の使い道について関心を持っていただくとともに、下呂市のために何ができるのか考えていただきたいと思えます。

そのために、財政事情や職員給与の状況だけでなく、あらゆる市政情報を正確、迅速に公開します。さらに、市民から多数の意見をいただくため、公開に当たってはわかりやすいことはもちろん、下呂市の状況を客観的に評価していただけるよう、工夫を凝らします。

(2) 市民ニーズを把握し市政運営に反映します

市民の求めるサービスを提供するために、市民ニーズに対して敏感に反応する必要があります。これまでは国や県が考えたサービス、つまり国や県の指示を待ってサービスを提供してきました。しかし、地方分権が進むにつれ、様々な市民ニーズに対して市役所自らその対応を考えなくてはなりません。市民の声に真摯に耳を傾け、市民ニーズを把握し、市政運営に反映します。

(3) I C Tの利活用等により行政サービスを充実します

市役所窓口の「面倒で」「難しい」手続きを、「手軽で」「わかりやすい」ものに変えます。

光ファイバーにより地上デジタル放送と高速インターネット環境を提供する情報化基盤整備事業が進展し、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」高速ネットワークにつながり様々なサービスを享受できる、ユビキタス⁽¹¹⁾社会の実現が近づいています。庁舎等から遠く離れた場所での行政手続きや、専門知識を有する職員が画像により市民と双方向で対応するような行政サービスを実現します。

3 . 多様な担い手と連携協力する行政を実現します

(1) 市民活動を総合的に支援し市民と行政の連携協力を進めます

地域でできることは地域で担う、自らできることは自らの手で解決するといった、市民の熱い気持ちを育み、適切に応えます。

これまでも市民の自発的な活動に始まるものから、国県の補助事業をきっかけとして始まるものまで、様々な形態の市民活動が行われてきています。しかし、活動の分野ごとに市役所の支援窓口が違い、まさに縦割りであり効果的とはいえません。

今後は、市民活動が地域を支える大きな力となり、地域が活性化・自立できるよう市民活動相互の連携、協力を支援します。

(2) 市民がサービス提供に参画する機会を増やします

指定管理者制度やPFI⁽¹²⁾等の手法を積極的に取り入れます。さらに、市民が市役所のサービスを見直し市民自らサービスを改善し、提供を行う市民提案型民間委託制度を創設し、市民参画によるサービス提供を促進します。

また、従来の「委託」という考え方のほか、費用負担により市民とともにサービスを担うという視点に立って、行政のサービス提供のあり方を再構築します。

(3) 市民とともにサービスを担います

民間活力の活用は、単に経費節減というだけではありません。民間のノウハウによる改革改善や、それによるサービスの向上も目的として、民間企業やNPO等市民団体の区別無く、積極的に進めます。

また、市民ニーズに対応したより良いサービスを実現するため、それぞれの担い手における特性や能力、熱意、必要に応じて地域性や持続可能性を考慮します。

第4章 実施体制

財源が10億円単位で大幅に減少する一方、市民ニーズが増大するという状況は、歴史上経験したことのないことであり、今後はこれまでにない厳しい行政改革を断行しなくてはなりません。

市長の強力なリーダーシップのもと、市民の目に見える行政改革を進めます。

行政改革推進委員会

市長の諮問に応じて行政改革の推進に関する重要事項を調査審議するほか、行政改革の実効性を高め、市民主体・市民志向の行政改革を推進するため、行政改革の進捗状況の報告を受けるとともに、市に対して評価や提言を行う。市民12名から構成される。

行政改革推進本部

行政改革大綱及び実施計画に位置づけられた項目を確実に実行するため、市長を本部長とする行政改革推進本部が進捗管理を行うものとします。

行政改革アドバイザー

グローバルな観点から下呂市の行政改革に対して助言をいただくため、有識者を行政改革アドバイザーに委嘱します。

行政改革実施計画

大綱を実現するための具体的な取り組み事項と、その目的と手法、実施予定年度、予想効果等を明らかにした計画書を作成します。

行政改革プロジェクトチーム

庁内横断的に課題解決に取り組むため、市長の命を受け職員により組織します。

進捗管理の方法

行政改革推進本部は、大綱及び実施計画に定められた実施項目について、毎年その進捗状況を取りまとめ、行政改革推進委員会に報告するとともに公表します。また、進捗状況や達成見込みを踏まえ、必要に応じて大綱及び実施計画の見直しを行います。

主な用語の意味

(1) 合併特例

合併を促進するための国からの支援の総称。地方交付税の増額のほか、元利償還金の7割を国が補てんする合併特例債がある。下呂市においては196億3千万円を借り入れることが可能であり、その元利償還金の7割は地方交付税算定における基準財政需要額（(2)地方交付税を参照）に算入される。

(2) 地方交付税

地方公共団体の財源の偏在を調整するために、国税の一定割合を個々の地方公共団体に交付するもの。一般的な財政需要（日々の行政運営に必要な経費＝基準財政需要額）に対する財源不足額に見合いの額として算定され交付される。同額の財政需要でも歳入が少なければ地方交付税は多く交付される。

(3) 類似団体別市町村財政指数表

総務省が地方自治体の決算を対象として行う地方財政状況調査の結果をもとに、人口と産業構造が類似する集団ごとに市民一人当たりの行政経費を指数化したもの。指数の算定に当たっては平成の大合併を経た団体は除いてある。

(4) 道州制

現行の都道府県制度を廃止して、複数の都道府県を統合した面積規模を持つ広域行政体をつくり、自立のための権限を与える制度。単なる都道府県合併ではない。

(5) 指定管理者制度

それまで地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度

(6) コミュニティバス

自治体が住民の移動手段を確保するための路線バスのこと。民間委託されるケースが多い。

(7) 一般財源

市税や地方交付税など用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる資金であり、実際には人件費や公債費など義務的な経費に充当される。国県補助金や起債と併せてインフラ整備等にも活用されるが、少なくなれば補助事業等も制限されることになる。

(8) 公会計制度改革

現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする取り組みのこと。自治体が管理する全ての会計の連結ベースで(1)貸借対照表(B/S)、(2)行政コスト計算書(P/L)、(3)資金収支計算書(C/F)、(4)純資産変動計算書(NWM)の4表を整備し、財政運営に活用してゆくこと。

(9) ふるさと納税制度

『ふるさと』に対し貢献または応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された、地方公共団体に対する寄附金制度

(10) ICT

Information and Communication Technologyの頭文字をとったもの。従来のITとほぼ同じ意味で使われるが、Communicationが加わり、ネットワーク通信を通じた情報・知識の共有による利便性の向上や新しいサービス提供が期待できる。

(11) コビキタス

情報化社会において、コンピューティング技術がいつでも・どこにでも存在し、コンピュータの存在をもはや意識することなく利用できる、といった概念のこと。たとえば携帯電話によるインターネット通信により、さまざまなサービスをどこからでも享受できる環境が一般的となりつつある。

(12) PFI

Private Finance Initiativeの頭文字をとったもの。サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、行政が直接施設を整備せずに民間資金を利用して民間に施設整備とサービスの提供をゆだねる手法